

洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金の募集が始まります

洲本市では、昨今の原油価格高騰の影響を受けている市内中小企業者（会社又は個人事業者）に対して、事業用として支払った燃料等の使用料の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金を支給します。申請条件、申請方法、各種様式など詳細については募集要項に記載しておりますのでご確認くださいませようお願いします。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月1日現在で市内に所在地または住所地がある会社または個人事業者 ・令和4年4月1日～令和4年9月30日の期間において事業用として使用し、支払った燃料等 <p>※詳細は募集要項をご確認ください。</p>
支給対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所または事務所において事業用として使用した燃料等（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化天然ガス、液化石油ガス、電気）のうち、令和4年3月～令和4年8月分として令和4年4月1日～令和4年9月30日に支払った燃料等の支払い金額
支給額	<p>【会社】 一律 10万円</p> <p>※ただし、対象となる燃料等の支払い合計金額が50万円未満の場合は対象外</p> <p>※事務所（または事業所）兼併用住宅の場合は一律5万円</p> <p>【個人事業者】 一律5万円</p> <p>※ただし、対象となる燃料等の支払い合計金額が25万円未満の場合は対象外</p> <p>※事務所（または事業所）兼併用住宅の場合は一律2.5万円</p>
申請方法	<p>申請書兼請求書のほか各種必要書類</p> <p>※詳細は募集要項をご確認ください。</p> <p>※募集要項は洲本商工会議所に備え付けておりますのでご利用ください。</p> <p>洲本市ホームページ（以下URL）からもダウンロードできます。</p> <p>https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/19/20624.html</p>
申請受付期間	令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）
<p>申請に関する相談ならびに提出先</p> <p>洲本商工会議所（TEL 22-2571 平日 10:00～17:00）</p> <p>※申請の相談、受け付けについては原則、事前予約制となります。</p> <p>以下のURLより事前に予約を行ってください。</p> <p>https://logoform.jp/form/pwE6/161539</p> <p>※洲本商工会議所の会員でない事業者（会社または個人事業者）で、洲本地区で事業を行っている方は洲本商工会議所で申請を受付します。</p> <p>※本事業について、洲本市から申請に関する事務委託を受けています。</p>	